

函館市病院局床頭台等設置運営事業公募型プロポーザル実施要領

函館市病院局床頭台等設置運営事業に係る公募型プロポーザルを以下のとおり実施する。

1 事業の目的

本事業は、入院患者が使用する床頭台および洗濯乾燥機を設置運営することにより、入院患者の入院生活支援、利便性およびサービスの向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要

- (1) 事業名 函館市病院局床頭台等設置運営事業
- (2) 履行期間 令和9年4月1日から令和16年3月31日まで
- (3) 履行場所 ①〒041-0525 函館市日ノ浜町15番地1
市立函館恵山病院
②〒041-1611 函館市川汲町1520番4
市立函館病院附属南かやベクリニック（建設工事中）
- (4) 担当事務局 〒041-1612 函館市安浦町92番地
市立函館南茅部病院 事務 担当：酒井，富坂
TEL：0138-25-3511
e-mail：mk-cl@hospital.hakodate.hokkaido.jp

3 参加資格

次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 函館市病院局競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成27年7月1日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 函館市病院局暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置者等を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定，民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等，経営業況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 函館市の市税または消費税および地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 当該事業と類似する事業を同一の医療機関で連続2年以上かつ現在履行中の運営実績を有すること。

4 スケジュール

(1) 公募開始（函館市病院局ホームページ）	令和8年7月22日（水）
(2) 質問書提出期限	令和8年8月 4日（火）
(3) 質問事項回答期限	令和8年8月 7日（金）
(4) 参加申請書の提出期限	令和8年8月19日（水）
(5) 参加資格審査結果の通知	令和8年8月20日（木）
(6) 事業提案書の提出期限	令和8年9月 4日（金）
(7) ヒアリングの実施	令和8年9月 9日（水）
(8) 審査結果の通知	令和8年9月11日（金）

5 質問および回答

- (1) 提出期限
令和8年8月4日（火）午後5時00分まで
- (2) 提出先
2-(4)に同じ
- (3) 提出方法
質問書（様式第3号）を2-(4)のメールアドレス宛てに提出すること。
- (4) 回答方法
令和8年8月7日（金）までに函館市病院局ホームページに掲載し、個別には回答しない。
また、質問に対する回答は、本要領の追加または修正とみなす。
なお、意思表示と解されるもの等には回答しないことがある。

6 参加申請書の提出

- (1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、次の参加申請書等の必要書類を提出し、以下に定めるところにより、公営企業管理者から参加資格の認定を受けなければならない。
 - ア 申請期間 令和8年7月22日から令和8年8月19日まで
 - イ 受付時間 平日午前8時30分から午後4時30分まで
 - ウ 提出先 2-(4)に同じ
 - エ 必要書類
 - (ア) プロポーザル参加申請書（様式第1号）
 - (イ) プロポーザル参加資格要件に関する誓約書（様式第2号）
 - (ウ) 登記事項証明書（写） 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書
※3か月以内に発行されたものとする。
 - (エ) 収支状況がわかる資料（直近1期分）
 - (オ) 納税証明書（写）【函館市の市税】※納税義務がない場合は提出不要
納税証明書（写）【消費税および地方消費税】

※3か月以内に発行されたものとする。

(カ) 類似事業受託実績調書（様式第4号）

(キ) 上記(カ)に記載した受託実績を証する契約書の写し

オ 提出方法 持参または郵送のいずれかとし、期日までに提出すること。

※郵送の場合は、令和8年8月19日（水）までに必着

カ 提出部数 各1部ずつ

(2) 審査結果は、令和8年8月20日に参加申請書（様式第1号）に記載されたメールアドレスあてにE-mailにより通知する。

(3) 前号により参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（函館市の休日を定める条例（平成3年函館市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。）の日数は参入しない。）以内に、資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

7 仕様書等の閲覧

本プロポーザルに係る仕様書等は、次に定めるところにより閲覧することができる。

ア 閲覧期間 令和8年7月22日から令和8年8月19日まで

イ 閲覧場所 函館市病院局ホームページに掲載。

ウ 閲覧方法 仕様書等を閲覧するためにはパスワードが必要となり、このパスワードは請求があった場合にのみ交付する。

パスワードが必要な場合は、2-(4)のメールアドレス宛てに交付請求すること。

8 事業提案書の提出

(1) 提出書類

ア 事業提案書（表紙）（様式第5号）

イ 事業提案書（様式自由）

ウ 見積書2枚（様式第6号・第7号）

(2) 作成方法

ア 提出書類はA4版、縦長、横書き左綴じ（両面印刷、片面印刷どちらでも可。）とすること。記載する文字の大きさは10.5ポイント以上とし、書体は任意とする。

イ 提案する機器の画像は必須とする。

ウ 事業提案書は10頁以内にまとめ、仕様書ごとに別紙「評価基準」の内訳に沿って作成することとし、すべての項目について事業提案書に盛り込むこと。

なお、事業提案書は一冊にまとめること。

(3) 提出期限

令和8年9月4日（金）

(4) 提出先

2-(4)に同じ

(5) 提出方法

持参（平日の午前8時30分から午後4時30分）または郵送のいずれかとし、期日までに提出すること。※郵送の場合は、令和8年9月4日（金）までに必着

(6) 提出部数

事業提案書 計5部（正本1部，副本4部）

9 参加辞退

(1) 参加申請書等の提出後に本プロポーザルを辞退する場合は、6-(1)に掲げる申請期間内にプロポーザル参加辞退届（様式第8号）を提出しなければならない。

(2) 参加資格者から、8-(3)の期限までに事業提案書の提出がなかったときも、参加を辞退したものとする。

10 審査に関する事項

(1) 審査委員会の設置・審査

事業提案の評価や契約候補者および次点候補者を選定するため、函館市病院局の職員4名の委員により構成された、函館市病院局床頭台等設置運営事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査を実施する。

(2) プレゼンテーションおよびヒアリングの実施

事業提案者を対象に、非公開で対面によりプレゼンテーションおよびヒアリングを実施する。

実施日時 令和8年9月9日（水）

※時間および場所等の詳細については、事業提案者に別途通知する。

(3) 審査方法

ア 審査委員会の各委員は、事業提案書およびプレゼンテーション・ヒアリングの結果を以下(4)の評価基準に基づき評価し、審査委員会合議のうえ、各委員の合計点が最も高い者を契約候補者として選定する。

イ 合計点が最も高い順に、契約候補者、次点候補者として選定する。

ウ 合計点が最も高い者が複数いる場合は、見積書（様式第6号）の利用料金の合計が低い者を契約候補者とする。なお、利用料金の合計も同額である場合は、各委員の合議により契約候補者を定めるものとする。また、審査の結果、評価点が最低基準点を下回った提案者については、契約候補者または次点候補者として選定しないものとする。

エ 評価点における最低基準点の算出は次のとおりとする。

最低基準点＝（選定委員の人数×220（満点数））×60％

オ 次点候補者の選定に関し、合計点が2番目に高い者が複数の場合も、ウと同様とする。

カ 応募者が1者の場合も審査を実施する。

(4) 評価基準

- ア 評価項目 1 「企業の評価」
- イ 評価項目 2 「業務体制」
- ウ 評価項目 3 「床頭台」
- エ 評価項目 4 「テレビ」
- オ 評価項目 5 「冷蔵庫」
- カ 評価項目 6 「洗濯機乾燥機」
- キ 評価項目 7 「自由提案」
- ク 評価項目 8 「利用料金」
- ケ 評価項目 9 「手数料」

(5) 審査および契約候補者の決定

令和 8 年 9 月 1 1 日（金）

(6) 審査結果

ア 審査結果は、審査終了後、速やかにすべての参加者に通知することとし、契約候補者に選定した参加者に対しては「契約候補者決定通知書」（様式第 1 1 号）、次点候補者に選定した参加者に対しては「次点候補者決定通知書」（様式第 1 2 号）、また、契約候補者等に選定されなかった参加者に対しては「契約候補者非決定通知書」（様式第 1 3 号）により通知する。

イ 審査結果については、函館市病院局ホームページに次の事項を公表する。

（ア）全事業提案者名

（イ）契約候補者名

（ウ）全事業提案者の評価点合計

※契約候補者以外の事業提案者名は表示しない。

事業提案者が 2 者の場合、2 位の者の評価点合計は公表しない。

ウ 本審査に関する問い合わせおよび異議には一切応じない。

1 1 契約

契約候補者と別途協議を行い、協議が整った場合は契約を締結する。ただし、当該協議が不調のときは、次点候補者と協議を行う。

また、契約候補者と協議が整った後、契約候補者から改めて見積書を徴する。

1 2 その他

- (1) 申請書等の作成・提出およびプロポーザルに参加する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提案書の受理後の差し替えおよび追加・削除は、原則として認めない。
- (4) 虚偽の内容を含む事業提案および参加資格のない者のした事業提案は無効とする。
- (5) 提出された書類は審査のために複製することがある。
- (6) 提出された書類は審査以外には、事業提案者に無断で使用しない。